

横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる要綱

制 定 平成 29 年 5 月 1 日 健障企第 3262 号（局長決裁）
最近改正 令和 5 年 11 月 1 日 健障自第 1545 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下「障害者支援施設等に準ずる者」という。）の認定を行うに当たり、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、障害者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の等級が 1 級から 6 級に該当する者。「重度身体障害者」とは、このうち 1 級又は 2 級とされる者
- (2) 児童相談所、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 19 条の障害者職業センターにより知的障害があると判定された者
- (3) 精神保健福祉法第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（認定の対象）

第 3 条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けることができる者は、市内に主たる事業所を有する、次の各号のいずれかに該当する者であり、第 5 条第 1 項の認定を受けた者をいう。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第 1 条第 1 項第 2 号に規定する事業所（以下「重度障害者多数雇用事業所」という）。ただし、障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する事業所を除く。
- (2) 障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する在宅就業支援団体で厚生労働大臣に申請し、登録を受けた者（以下「在宅就業支援団体」という。）
- (3) 横浜市ふれあいショップ事業実施要綱（平成 7 年 4 月 1 日福障福第 534 号）第 5 条第 3 項の規定によりふれあいショップ設置運営の承認を受けたふれあいショップ（以下「ふれあいショップ」という。）
- (4) 障害者優先調達推進法に定める物品及び役務の調達を契約の主体となる共同受注窓口（障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定）に規定する共同受注窓口）として実施し、次の各号のいずれにも該当する実績を有する者
 - ア 定款、寄付行為等に、障害者の就業機会の確保を目的とすることが明示され、公平かつ効率的に受注内容に対応可能な市内に所在地を有する複数の障害者支援施設等にあっせん又は仲介する業務を行っていること。
 - イ 障害者支援施設等に係る物品等の開発、販売促進又は品質改善の取組を行う等適切な業務遂行能力を有していること。

ウ 市内に所在地を有する障害者支援施設等を経営する複数の法人又は個人が相当数参加していること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、認定の対象としないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者
- (2) 関係法令等に違反している者
- (3) 市税（延滞金も含む。）を滞納している者
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

（事前相談）

第 4 条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請の 2 か月前を目途に健康福祉局障害自立支援課に相談を行い、第 5 条の認定の申請に必要な事項について事前の確認を受けるものとする。

（認定の申請）

第 5 条 申請者は、障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 認定の対象が第 3 条第 1 項第 1 号に該当する場合、申請者は、前項の書類に加えて、説明書（第 9 号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（認定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 2 の 3 の規定に基づき審査し、2 人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

また、意見聴取の方法については、認定の対象が第 3 条第 1 項第 1 号に該当する場合、申請者より事前に提出された資料等を基に、あらかじめ定められた審査項目（別表 1）に基づいて学識経験者が評価を行い、意見書と共に横浜市へ提出する。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、障害者支援施設等に準ずる者として認定をしたときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定通知書（第 2 号様式）により、認定しないこととしたときは障害者支援施設等に準ずる者の認定非該当通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第 1 項に規定する審査を行うに当たり、申請書又は添付書類に記載された内容等について、調査し説明を求めることができるものとする。

調査・説明については、現地調査及び従業員（障害者含む）へのヒアリングを含み、学識経験者も同席できるものとする。

- 4 認定の対象が第 3 条第 1 項第 1 号に該当する場合、認定期間については、認定を受けてから 3 年間とする。

(公表)

第7条 市長は、前条の規定により、障害者支援施設等に準ずる者の認定を行ったときは、公表するものとする。

(認定事項の変更)

第8条 認定を受けた者は、第5条の規定による申請をした事項に変更が生じたときは、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

ただし、共同受注窓口において受注業務をあっせん又は仲介する障害者就労施設一覧（第1号様式別紙2）については、この限りではない。

(要件喪失の届出)

第9条 認定を受けた者は、第3条の規定に該当しなくなったときは、速やかにその旨を障害者支援施設等に準ずる者の認定要件喪失届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第10条 認定を受けた者は、認定を辞退するときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定辞退届（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、その旨を公表するものとする。

(認定の取消し)

第11条 市長は、認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項のいずれにも該当する者でなくなったとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により当該認定を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 重大な法令違反等の不正な行為等があったと認められるとき。
- (5) その他、前各号に類する事情により、当該認定を受けた者として適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定取消通知書（第7号様式）により、当該取消しを受けた者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(報告等)

第12条 第3条第1項第1号により認定された重度障害者多数雇用事業所及び共同受注窓口は、毎年度7月末までに、当該年度の6月1日の状況を、障害者支援施設等に準ずる者の現況届出書（第8号様式）により、市長に報告するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対して報告を求め、申請書又は添付書類に記載された内容等について、実地において調査し又は説明を求めることができる。

3 市長は、必要に応じ申請者又は認定を受けた者が、第3条第2項第4号及び第5号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(庶務)

第13条 この要綱に関する事務は、横浜市健康福祉局障害自立支援課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

(経過措置)

3 第3条第1項第1号に定める認定の対象として、既に認定を受けている事業者等については、その認定期限を令和8年10月末日とし、それ以降の認定を受ける際には、改正後の要綱に基づき、新たに認定の手続きを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書

年 月 日

横浜市長

所在地
法人名
代表者職・氏名

(連絡先)
担当者
電話
電子メール

F A X

横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる要綱第4条の規定に基づき、障害者支援施設等に準ずる者としての認定を受けたいので申請します。

1 認定区分（該当するところに「○」を記入）

(1) 重度障害者多数雇用事業所		(2) 在宅就業支援団体	
(3) ふれあいショップ		(4) 共同受注窓口	

2 認定事業所（重度障害者多数雇用事業所又は共同受注窓口の場合に記入。市内に存する事業所を記入すること。）

事業所名称	
所在地	

3 主な取扱物品又は役務（サービス）

	営業種目	主な物品又は役務の内容
(1)		
(2)		
(3)		

<添付資料>

1 第3条第1項に該当することを証明する書類

- (1) 重度障害者多数雇用事業所の場合は、障害者雇用状況計算書（第1号様式別紙1）
- (2) 在宅就業支援団体の場合は、厚生労働大臣の在宅就業支援団体登録通知書の写し
- (3) ふれあいショップの場合は、横浜市ふれあいショップ設置運営承認通知書の写し及び横浜市ふれあいショップ補助金交付決定通知書の写し
- (4) 共同受注窓口の場合は、受注業務をあっせん又は仲介する障害者支援施設の選定に関する要綱等の規定類、障害者支援施設一覧（第1号様式別紙2）、前年度納入実績一覧（第1号様式別紙3）、及び商品開発、販売促進、品質改善等の取組実績が分かるもの

2 横浜市税の納税状況調査の同意書（第1号様式別紙4）

3 誓約書（第1号様式別紙5）

4 定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）

5 発行後3か月以内の法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書の写し）

6 法人概要（パンフレット等）

7 取扱物品・役務の概要（パンフレット・写真等）

障害者雇用状況計算書

年 月 日

横浜市長

所在地
法人名
代表者職・氏名

(連絡先)
担当者
電話
電子メール

F A X

(1) 計算基準日	(2) 労働者数	(3) 短時間労働者数	(4) (2)のうち障害者数	(5) (3)のうち障害者である短時間労働者	(6) 障害者数(短時間労働を含む) (4)+(5)×0.5
年 月 日	人	人	人	人	人
(7)身体障害者, 知的障害者, 精神障害者の数					
(イ) 重度身体障害者数	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	(ハ) 知的障害者数	(ニ) 知的障害者である短時間労働者数	(ホ) 精神障害者数	(ヘ) 精神障害者である短時間労働者数
人	人	人	人	人	人
(8) 障害者雇用割合	$\frac{(4)+(5) \times 0.5}{(2)+(3) \times 0.5} \times$		(9) 重度障害者割合	$\frac{(イ)+(ロ)+(ニ) \times 0.5 + (ホ)+(ヘ) \times 0.5}{(4)+(5) \times 0.5} \times$	
	%			%	

記載上の注意

- 本表における障害者は、第2条に規定する障害者とする。
- 本表における労働者及び短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）は、1年以上継続して雇用されることが見込まれる者を対象とする。
- (1)欄は、申請日の直前の6月1日とすること。
- (2)欄、(4)欄、(7)欄のうち(イ)、(ロ)、(ハ)、(ホ)は、短時間労働者の数は含めないこと。
- (6)欄「障害者数」は、5人以上であることを要する。
- (8)欄には、(6)欄「障害者数」を(2)欄「労働者数」と(3)欄「短時間労働者数」に2分の1を乗じて得た数を合計して得た数で除し、100を乗じて得た数（小数点以下切捨て）を記入すること。なお、その割合が20%以上であることを要する。
- (9)欄には、(7)欄のうち「(イ)重度身体障害者数」と「(ハ)知的障害者数」と「(ニ)知的障害者である短時間労働者数」に2分の1を乗じて得た数と「(ホ)精神障害者数」と「(ヘ)精神障害者である短時間労働者数」に2分の1を乗じて得た数を合計して得た数を(6)欄の「障害者数」で除し、100を乗じて得た数（小数点以下切捨て）を記入すること。なお、その割合が30%以上であることを要する。
- (2)欄から(5)欄まで及び(7)欄の記入事項については、その事実を証明するに足りる以下の書類を提出すること。
 - 労働者名簿
 - 障害の程度がわかる書類の写し（障害者手帳等）
 - 雇用労働条件等を明示した書面の写し（雇用契約書等）
 - 雇用を証明できる書類の写し（賃金台帳、雇用保険被保険者証など）
 - 出勤状況を確認できる書類（タイムカードの写しなど）申請日の直前の6月1日から過去1年間分

共同受注窓口において受注業務をあっせん又は仲介する障害者支援施設一覧

No.	共同受注窓口に参加する障害者支援施設等の設置主体		障害者支援施設等の状況			
	法人名		障害者支援施設等の名称	種別	所在地	管理者名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

注1 申請日現在で記入すること。

注2 種別の欄には、①障害者支援施設、②生活介護事業所、③就労移行支援事業所、④就労継続支援A型事業所、⑤就労継続支援B型事業所、⑥地域活動支援センター、⑦小規模作業所に分類して記入すること。

注3 行数が不足する場合は、適宜行数を追加し、共同受注窓口に参加する全ての障害者支援施設等を記入すること。

共同受注窓口における前年度納入実績一覧

	依頼者名	受注概要	契約金額	受注した障害者支援施設等の数	受注した障害者支援施設等の名称	障害者就労支援施設等に支払った金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

注1 前年度4月1日から当年3月31日までの受注業務をあっせん又は仲介した実績を記入すること。

注2 行数が不足する場合は、適宜行数を追加し、共同受注窓口に参加する全ての障害者支援施設等を記入すること。

横浜市税の納税状況調査の同意書

年 月 日

横浜市長

所在地
法人名
代表者職・氏名

障害者支援施設等に準ずる者の認定審査時に、市税の滞納がないことを確認するため、横浜市が以下の市税納付状況調査を行うことについて同意します。

（調査に同意する税目）

- ・市民税（特別徴収分）
- ・法人市民税
- ・固定資産税、都市計画税（土地・家屋）
- ・固定資産税（償却資産）
- ・事業所税

誓約書

年 月 日

横浜市長

所在地
法人名
代表者職・氏名

横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、「条例」という。)の趣旨を理解した上で、次の事項について誓約します。

- 1 条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者のいずれにも該当しません。また、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実はありません。
- 2 1の誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。また、横浜市が本誓約書及び当該役員名簿等に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。
- 3 1及び2の誓約事項と相違する事実が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、認定しないこと、契約の相手方としないこと、契約解除や認定取り消しを行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。

第 号
年 月 日

様

横浜市長

障害者支援施設等に準ずる者の認定通知書

横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる要綱第6条第2項の規定に基づき、障害者支援施設等に準ずる者として認定したので通知します。

備考

認定期間（認定の対象が第3条第1項第1号に該当する場合のみ）

年 月 日 ～ 年 月 日

※ 再度認定を希望する場合には、認定期間終了の概ね4か月前にご相談ください。

第 号
年 月 日

様

横浜市長

障害者支援施設等に準ずる者の認定非該当通知書

横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる要綱第6条第2項の規定に基づき、下記により障害者支援施設等に準ずる者として認定しないこととしたので通知します。

障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更届

年 月 日

横浜市長

所在地
法人名
代表者職・氏名

(連絡先)

担当者

電 話

F A X

電子メール

横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり認定事項に変更がありましたので届け出ます。

変更前	変更後	変更年月日

障害者支援施設等に準ずる者の認定要件喪失届

年 月 日

横浜市長

所在地
法人名
代表者職・氏名

(連絡先)
担当者
電 話
電子メール

F A X

横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり障害者支援施設等に準ずる者としての要件を喪失しましたので、届け出ます。

- 1 障害者就労施設の名称
- 2 要件喪失年月日
- 3 要件喪失の理由

障害者支援施設等に準ずる者の認定辞退届

年 月 日

横浜市長

所在地
法人名
代表者職・氏名

(連絡先)

担当者

電 話

F A X

電子メール

横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる要綱第10条第1項の規定に基づき、下記により認定を辞退したいので届け出ます。

第 号
年 月 日

様

横浜市長

障害者支援施設等に準ずる者の認定取消通知書

横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる要綱第11条第2項の規定に基づき、下記により障害者支援施設等に準ずる者の認定を取り消しますので通知します。

障害者支援施設等に準ずる者の現況届出書

年 月 日

横浜市長

所在地
法人名
代表者職・氏名

(連絡先)
担当者
電 話
電子メール

F A X

横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる要綱第12条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 認定区分（該当するところに「○」を記入）

(1) 重度障害者多数雇用事業所		(2) 共同受注窓口	
------------------	--	------------	--

2 認定事業所

事業所名称	
所在地	

3 主な取扱物品又は役務（サービス）

	営業種目	主な物品又は役務の内容
(1)		
(2)		
(3)		

<添付資料>

1 第3条第1項に該当することを証明する書類

- (1) 重度障害者多数雇用事業所の場合は、障害者雇用状況計算書（第8号様式別紙1）
- (2) 共同受注窓口の場合は、障害者支援施設一覧（第8号様式別紙2）、前年度納入実績一覧（第8号様式別紙3）、及び商品開発、販売促進、品質改善等の取組実績が分かるも

説明書

※枚数上限は、各項目1～5につき、A4サイズ2枚程度としてください。

1 審査項目の「障害者への配慮」について、障害者を雇用するにあたって、どのような配慮や工夫をするのか、「障害者雇用促進法」を踏まえて、お書きください。

2 審査項目の「人材育成の実施状況」について、障害者を雇用するにあたって、法人内部で「人材育成」のためにどのような取組を行っているかお書きください。

3 審査項目の「受入体制構築の実施状況」について、障害者を雇用するにあたって、法人内部で「受け入れ態勢構築」のためにどのような取組を行っているかお書きください。

4 審査項目「雇用した障害者の定着状況」については、第9号様式別紙2「定着状況確認表」をご提出ください。

5 審査項目「職員満足度・ワーク・エンゲージメント等の取組」について、法人として、「職員満足度に関する調査」や「ワーク・エンゲージメントに関する調査」を行っていただければ、実施状況についてお書きください。

また、雇用した障害者と定期的な面談等を行っていただければ、実施状況についてお書きください。

<添付資料>

- ・ 1～5に記載した内容を説明・照明する資料等
- ・ 出勤状況確認表（第9号様式別紙1）
- ・ 出勤状況の確認できる書類（タイムカードの写し等）申請日の直前の6月1日から過去1年間分
- ・ 定着状況確認表（第9号様式別紙2）

別表 1

審査項目及び配点

審査の項目と視点	評価点	比重	配点
1 障害者への配慮 ・法人等として障害者雇用促進法を踏まえた「合理的配慮・差別の禁止・苦情処理等」の仕組みが備えられているか。 ・法人等として障害者を雇用するにあたって、労務環境や人材育成の仕組みなど受け入れる環境が適切に整っているか。また、障害者が働きやすい制度や設備が整っているか。	5	× 2	10
2 人材育成の実施状況 ・障害者を雇用するにあたって、法人内部等で人材育成のためにどのような取組を行っているか	5	× 1	5
3 受入体制構築の実施状況 ・障害者を雇用するにあたって、法人内部で受入体制構築のためにどのような取組を行っているか。	5	× 1	5
4 雇用した障害者の定着状況 ・雇用した障害者の職場への定着率	5	× 1	5
5 職員満足度、ワーク・エンゲージメント等の取組 ・雇用した障害者の定着のために、満足度調査または、ワーク・エンゲージメントに関する調査を行っているか。 ・雇用した障害者との定期的な面談などを行っているか。	5	× 1	5
合 計			30